

**有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）建設工事に係る
技術提案書公募要領の質問に対する回答書**

平成20年10月15日

双葉地方広域市町村圏組合

No.	頁	行	項目	質問等	回答
1	3	1	(2)処理方式、資源化方式の項	リン回収方式に関して、MAP法またはHAP法のどちらかに限定してお考えでしょうか。	リン回収方式について、MAP法またはHAP法のいずれか1方式を限定するものではない。ただし、提案するリン回収方式は、汚泥再生処理センターへの適用に関し、公的機関の技術評価あるいは技術検証を受けたものとする。
2	4	6	第3 参加者の資格要件の項	工事等請負有資格業者名簿への登録は、組合及び構成町村すべてに登録されていることが必要ですか。一箇所でもよろしいでしょうか。	工事等請負有資格業者名簿への登録は、組合及び構成町村のいずれか一箇所の登録でも「公募要領 第3 1.」の要件を満たすものとする。
3	4	12	配置技術者について	監理技術者について、工場製作期間と現地専任期間の監理技術者の交代は可能でしょうか。（専任期間とは、国交省監理技術者運用マニュアルより現地工事着任期間と考えております。）	工場製作期間と現地専任期間での監理技術者の交代は可とする。ただし、それぞれに配置する監理技術者は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する者とし、「公募要領 第5 3.」に示す参加資格審査申請時に「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出したものとする。原則として、様式5及び関係書類が未提出(未登録)の者の配置は認めない。
4	4	12	配置技術者について	交代が可能な場合、工場製作期間の監理技術者について資格要件の清掃施設の資格及び工事实績は必要でしょうか。	「公募要領 第3 5.」に示す「し尿処理施設建設工事の経歴」については、担当技術者としての経歴も含めるものとする。
5	4	12	配置技術者について	し尿処理施設建設工事経験がある監理技術者を配置とありますが、当時担当技術者として工事を経験した者で監理技術者の資格を有する者でも配置可と考えてよろしいでしょうか。	「公募要領 第5 3.」に示す参加資格審査申請時に監理技術者を特定できない場合は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する複数人の候補者について、「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出してよいものとする。
6	4	12	配置技術者について	監理技術予定者は、複数人提出し実施時期に1人を選任することは可能でしょうか。	お見込みのとおり。ただし、現在別に監理技術者として登録している工事について、工期延長等が危惧される場合には、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する複数人の候補者について、「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出すること。
7	4	12	配置技術者について	監理技術者について、現在別の工事に登録されていても、当該工事期間（21年4月以降）に重複しなければ問題ないと考えてよろしいでしょうか。	「公募要領」に示す建設工事の請負業者選定手続きは、1企業による参加を前提としており、複数の企業で構成する企業体(共同企業体:JV)の参加を想定していない。
8	4			参加申請はプラントメーカー2社での共同企業体（JV）でもよろしいでしょうか。	

No.	頁	行	項目	質問等	回答
9	8	10	(キ)	配置予定の技術者について、契約時に、同等の資格を持つ申請時とは別の担当者に変更することは可能でしょうか。	建設工事に配置する監理技術者は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する者とし、「公募要領 第5 3.」に示す参加資格審査申請時に「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出したものとする。原則として、様式5及び関係書類が未提出(未登録)の者の配置は認めない。参加資格審査申請時に監理技術者を特定できない場合は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する複数人の候補者について、「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出してよいものとする。
10	8	10	(キ)	配置予定の技術者について、複数の担当者を登録することは可能でしょうか。	設計・製作期間と現地工事期間での監理技術者の交代は可とする。ただし、それぞれに配置する監理技術者は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する者とし、「公募要領 第5 3.」に示す参加資格審査申請時に「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出したものとする。原則として、様式5及び関係書類が未提出(未登録)の者の配置は認めない。
11	8	10	(キ)	契約後、設計・製作期間の監理技術者と現地工事期間の監理技術者で別々の技術者を選任し、今回は現地工事期間の監理技術者を申請するということがよろしいでしょうか。	設計・製作期間と現地工事期間での監理技術者の交代は可とする。ただし、それぞれに配置する監理技術者は、「公募要領 第3 5.」に示す資格要件を具備する者とし、「公募要領 第5 3.」に示す参加資格審査申請時に「様式5 予定監理技術者の経歴」及び「様式5の注意書きに示した関係書類」を提出したものとする。原則として、様式5及び関係書類が未提出(未登録)の者の配置は認めない。
12	8	13	(コ)	予定監理技術者の工事経歴を証明する書類とありますが、その経歴を証明する施主側の証明書が必要であるとの認識で宜しいでしょうか。また、作成要領等の指定はございますか。あればご指示下さい。	予定監理技術者の工事経歴を証明する書類は、施主側の証明書(様式自由)、(財)日本建設情報総合センター竣工登録工事カルテ受領書の写し等、今回の建設工事に直接関連のない第三者が発行したものとする。
13	5	9	(4)入札、契約の項	最終の競争入札は、最低制限価格の設定もしくは低入札価格調査制度の適用はありますか。	最終の競争入札において、最低制限価格は設定しない。また、技術提案書の審査により工品質の担保が得られることから、低入札価格制度についても適用しないものとしている。